

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定したところ、健全化判断比率は、いずれの指標も財政の早期健全化を図るべき基準である早期健全化基準を下回った。公営企業会計等に係る資金不足比率についても、資金不足が生じた会計はなかった。

1. 健全化判断比率

指 標	本県の数値	早期健全化基準	財政再生基準	前年度の 数値
実質赤字比率	—	3.75%	5%	—
連結実質赤字比率	—	8.75%	15%	—
実質公債費比率	13.7%	25%	35%	13.9%
将来負担比率	191.5%	400%		203.0%

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」表示としている。

2. 資金不足比率

会 計 名	本県の数値	経営健全化基準
病院事業会計	—	20%
電気事業会計	—	
水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
地域開発事業会計	—	
流域下水道事業会計	—	
港湾施設特別会計	—	
工業用地等管理特別会計	—	

(注) 全ての会計について、資金不足がないため「—」表示としている。

(参考) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(健全化判断比率の公表等)

第三条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

3. 実質公債費比率

★ 公債費相当額

	R5	R6	R7
地方債の元利償還金（特定財源充当分を除く） ①	75,874	72,679	72,097
地方債の準元利償還金 ②	13,106	13,048	12,551
基準財政需要額に算入された公債費 ③	52,719	49,870	47,036
分子 ④ (①+②-③)	36,261	35,857	37,612

★ 標準財政規模－基準財政需要額に算入された公債費

	R5	R6	R7
標準財政規模 ⑤	309,874	314,589	320,506
基準財政需要額に算入された公債費 ⑥	52,719	49,870	47,036
分母 ⑦ (⑤-⑥)	257,155	264,719	273,470

	R5	R6	R7
実質公債費比率（単年度） ④／⑦	14.1%	13.5%	13.8%

実質公債費比率（3カ年平均）

→

13.7%

（早期健全化基準 25%
財政再生基準 35%）

昨年度 13.9%

4. 将来負担比率

★ 将来負担額

	数値	ポイント
地方債の現在高	1,058,040	386.9
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0.0
公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額	21,205	7.8
退職手当負担見込額	97,748	35.7
設立法人の負債額等負担見込額	9,218	3.4
・富山県道路公社		0.0
・第3セクター等（富山県農林水産公社等）	9,218	3.4
計 将来負担額 ①	1,186,211	433.8

★ 将来負担額への充当可能財源等

	数値	ポイント
充当可能な基金	97,954	-35.8
充当可能な特定の歳入（公営住宅賃貸料等）	2,313	-0.8
基準財政需要額算入見込額	562,145	-205.6
計 充当可能財源等 ②	662,412	-242.2

★ 標準財政規模－基準財政需要額に算入された公債費

	数値
標準財政規模 ③	320,506
基準財政需要額に算入された公債費 ④	47,036
分母 ⑤ (③-④)	273,470

将来負担比率 (①-②)／⑤

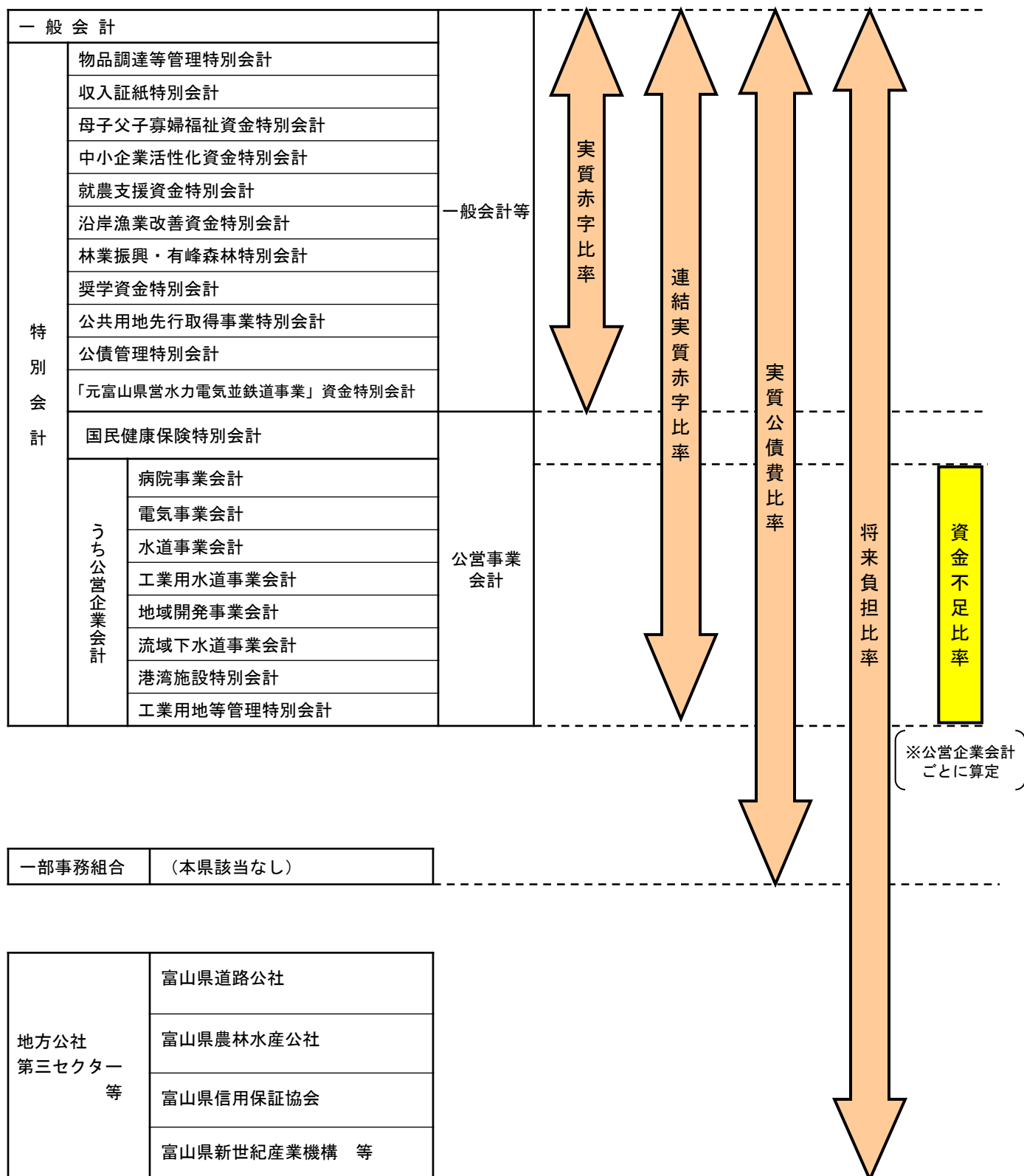
→

191.5%

（早期健全化基準 400%）

昨年度 203.0%

健全化判断比率及び資金不足比率等の対象



健全化判断比率及び資金不足比率の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- ・標準財政規模 = 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる地方税や普通交付税などの経常的一般財源の額（臨時財政対策債を含む）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (①+②) - (③+④)}}{\text{標準財政規模}}$$

- ① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- ・準元利償還金：①から⑤までの合計額
- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額：①から⑧までの合計額

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：①から⑥までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：「法適用企業」＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

「法非適用企業」＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：「法適用企業」＝営業収益の額－受託工事収益の額

「法非適用企業」＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。